

平成26年 3 月14日

新株予約権の募集事項に関する取締役会決議公告

株主各位

愛知県知多郡武豊町字 5 号地 2 番地
ラクオリア創薬株式会社
代表取締役 谷 直樹

平成26年 3 月14日開催の当社取締役会において、当社使用人に対して発行する新株予約権の募集事項について、下記のとおり決議しましたので、会社法第240条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の名称

ラクオリア創薬株式会社第 9 回新株予約権

(2) 新株予約権の割当対象者

当社使用人13名とする

(3) 新株予約権の目的たる株式の種類と数

当社普通株式 39,000株

なお、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は普通株式 1 株とする。但し、以下に従い、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の数は、調整後株式数に本新株予約権の数を乗じた数に調整される。

- ① 当社が下記(5)の規定に従って行使価額(下記(5)に定義される。)の調整を行う場合には、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

- ② 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ下記(5)に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。
- ③ 上記調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の

端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

- ④ 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記(5)②または④による行使価額の調整に関し、当該各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- ⑤ 本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権者に通知する。

(4) 新株予約権の払込金額

0円（本新株予約権と引換えにする金銭の払込みを要しない。）

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- ① 本新株予約権の行使に際して出資される普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本割当日の属する前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の平均終値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が本割当日の終値（本割当日が取引の休日の場合及び本割当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、本割当日の終値とする。但し、以下の算式に従い、調整される。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- ② 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - (ア) 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）。
 - (イ) 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるため

の基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ウ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(エ) 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(オ) 当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(カ) 本号(ア)乃至(ウ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(ア)乃至(ウ)に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③ (ア) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。

(イ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。

④ 本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を

行うことができる。

(ア) 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

(イ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ウ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ⑤ 本項第①号ないし第④号により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権者に通知する。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成28年3月15日から平成36年3月14日(同日が甲の休業日にあたる場合には、その直前の営業日を最終日とする。)まで

(7) 新株予約権の行使条件

- ① 1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ② 新株予約権者が本行使期間到来前に当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が、(i)禁錮以上の刑に処せられたとき、(ii)当社と締結した契約に違反したとき、(iii)法令違反を犯したとき、(iv)降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、(v)その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができない。
- ④ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第9回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

行使し得なくなった本新株予約権について、取締役会が取得の日を定めて当該本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社が当該日に当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編に伴い交付されうる新株予約権

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一とする。
- ② 新株予約権の目的である株式
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(3)に準じて合理的に決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記③により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から平成36年3月14日（同日が再編対象会社の休業日にあたる場合には、その直前の営業日）までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記第(11)に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等
上記(7)及び(8)に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
下記(10)に準じて決定する。

(10) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を第三者に譲渡し、又は本新株予約権に担保権を設定することはできない。

(11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

乙に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権証券の発行

- ① 本新株予約権については、新株予約権証券を発行するものとする。但し、新株予約権者の請求があるときまでは、新株予約権証券を発行しないものとする。
- ② 新株予約権者は、発行された新株予約権証券について、記名式のもの無記名式とし、又は無記名式のことを記名式とする旨、当社に対して請求することができない。

(14) 法令の改正に伴う取扱い

会社法、金融商品取引法その他の法令の新設又は改廃により、本募集事項において引用する各法令、条項数又はその内容等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改正の趣旨を考慮の上、適宜合理的な範囲内で、当該新設又は改正後の法令の実質的に応ずる規定に読み替える。

2. 新株予約権の割当日

平成26年3月29日

以上